

## 論文

## 李鴻章の対日観

— 日清修好条規」締結までの経緯を中心に —

白 春 岩\*

## はじめに

1871年9月13日(明治4年7月29日)<sup>(1)</sup>、日清両国の間にはじめての条規—「日清修好条規」—が締結された。調印した双方の代表は、日本側は大蔵卿伊達宗城、清国側は直隸総督北洋大臣李鴻章であった。欧米諸国から不平等条約が強要されていた時代において、日清両国が対等な条規を締結したことは、特別な意義を持っている。

「日清修好条規」締結時の李鴻章の思惑について、薄培林 [2006: 1003] は「明治維新以前に、李鴻章には、中国と日本が連合して西洋を掣肘するという『聯日』論らしい考えがいち早く芽生えていた」と指摘し、布和 [2003: 201] は「日本提携論を前提に李鴻章が対日条約交渉を行おうとした」と主張し、西里喜行 [1990: 8] は「日清修好条規体制の維持=日清提携路線こそが洋務運動期間の洋務派外交の基調となる」と述べている。

このように、先行研究は「日清修好条規」における李鴻章の考えを「聯日」、「日本提携」、「日本提携」などと指摘しているが、いずれも1870年代を念頭において分析している<sup>(2)</sup>。しか

し、李は、一体どのような経緯でこのような考えを持つに至ったのかについては、殆ど分析されていない。この問題を解明するためには、1860年代における日本船の上海来航から分析しなければならない。すなわち、1862年に千歳丸が上海に現れたとき、李はどのような対日観を持ち始めたのかという問題から考察する必要があると考える。

一方、幕末の日本船来航に関する研究はいくつか存在するが<sup>(3)</sup>、これらの研究は主に交渉のプロセスを追跡したものであり、李鴻章の行動、態度に関する研究は十分とはいいがたい。例えば、佐々木 [2000: 11] は「中国においては、これら日本の開国後最初の対中使節団派遣が官僚や知識人に特段の影響を及ぼした形跡はない」と指摘している。しかし、実際には、曾国藩や李鴻章などの官僚の日本使節団についての意見は、史料中に散見することができ、しかもこれらの官僚が後に条規を締結する際、多大な役割を果たしたのである。

筆者はまず、第1章で幕末期における通商交渉の過程(①1862年の千歳丸の来航②1864年の健順丸の来航③1868年の長崎奉行の手紙)を分析し、史料から清国側の反応、とりわけ李鴻章

\*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程3年

の意見を洗い出す。さらに、「日清修好条規」が締結されるまでの期間、李鴻章の自らの経験（①太平天国鎮圧②天津教案の処理）は彼の対日認識に大きな影響をもたらしたと考えられる。そこで、これらの経験から、李がどのような対日認識を持つに至ったのかに関しては、第2、3章で考察する。

## 第1章 幕末の通商交渉

日本は徳川幕府の末期、清国との通商を始めようとして、官船千歳丸、健順丸を上海に派遣し、その後、長崎奉行より上海道台に直接に手紙を差し出し、通商の打診を行った。

当時の上海の通商状況について簡単に触れておくと、清国はアヘン戦争で敗れた結果、1842年に「南京条約」を締結させられ、上海を開港した。当時の上海は諸外国を概ね、「有約通商国」、「無約通商国」、「無約無通商国」と分けていた。「有約通商国」はイギリス、アメリカ、フランス、ロシア、ポルトガル、プロシヤ、ベルギーだけで、「無約通商国」はデンマーク、オランダ、イタリア、スペインなど9カ国である<sup>(4)</sup>。日本は「無約無通商国」に属している。

### 第1節 千歳丸の来航

千歳丸は長崎奉行の命令を受け、67人（日本人51人、イギリス人15人、オランダ人1人）を乗せ、1862年6月3日に上海の港に現れた。一行は8月1日まで上海に滞在していた。イギリス人を船長とし、オランダ、イギリス、日本の3ヶ国の国旗を掲げていた。

千歳丸が上海に到着した際、李鴻章は江蘇巡撫を担当し、上海の軍務などに携わっていた。

李は太平天国軍の鎮圧に忙殺されており、そのかわりに上海道台呉煦が日本船への対応に当たったのである。呉は随時、日本との交渉事情を五口通商大臣<sup>(5)</sup> 薛煥、江蘇巡撫李鴻章及び総理衙門に報告した。

### 1.1 貨物の試し販売

1862年6月5日（同治元年5月9日）、上海駐在のオランダ領事クロース（哥老司）は、日本国の「頭目」根立助七郎、沼間平六郎など8人を上海道台（蘇松太道、江海関道ともいう）呉煦のところに連れてきた。クロースの報告によると、この一行は海鼠、フカヒレ、昆布、鮑などの貨物を持ってきた。日本は清国との通商関係がなかったため、今回の貨物はオランダの貨物として処理し、上海での貿易の可能性を試そうという目的であった。呉煦は、日本人の商人が清国にきて、貿易をしたことはこれまでないが、彼らが遠いところから来たことを思うと、拒絶することは忍びない。さらに、「天朝は遠人を懐柔する」（天朝懐柔遠人）<sup>(6)</sup> という考えから、ひとまずオランダの荷物として、売り出させた。呉煦は日本人に対し、「言葉遣いは頗る恭順である」（情詞頗為恭順）<sup>(7)</sup> と、好印象をもっていた。

呉煦は6月21日（5月25日）、自ら日本人の滞在しているところに赴いた。日本人側は「上海では長毛（太平天国軍 筆者註以下同）がいるゆえ、貨物の売れ行きがよくない。さらに気候風土に慣れないため、3人が死んでしまった。残った貨物を完売したら直ちに帰国する」と申し出た。呉はこの販売不順の様子から、「再び来るのを阻止することができるかもしれない」（或可杜其再至）<sup>(8)</sup> と判断した。

吳煦はこの旨を五口通商大臣薛煥に報告した。薛煥は7月30日（7月4日）、総理衙門への手紙で以下のように自分の態度を表した。日本は通商国ではない。さらにオランダは「無約通商国」であり、敢えて日本国を通商に連れてきた。「もし、今回の通商を認めたら、全部引き受けるという弊を啓く恐れがある。将来、各国が次々と真似したら、事態をおさめることはできない」（此端一開、恐啓包攬之弊、将来各国紛紛效尤、何所底止）<sup>(9)</sup>と警戒を抱いた。薛煥は五箇所の通商管理を担当しているので、吳より視野が広く、上海だけではなく、ほかの開港地をも配慮しながら、慎重に対応した。

薛煥の手紙を受け取った総理衙門は、薛煥のやり方を「表面では寛容を示し、裏では制限を示し、処置は極めて適切である」（顯以示優容而隱以存限制、辦理極為合宜）<sup>(10)</sup>と評価した。さらに、薛煥に、上海道台吳煦とともに各国の通商船を誠実に取り調べ、日本のようなケースを二度と出さないようにと指示をした。

## 1.2 通商要求の提出

上海にいた日本の商人は販売がうまくいかなかったため、再び吳のところを訪ねた。彼らは上海に二ヶ月も滞在していたが、貨物の販売は半分にも達しなかったゆえ、すでに帰国すると決めていた。さらに、日本の商人は上海の西洋「無約通商国」と同様に、上海でのみ、領事官を置くことが可能かどうか、吳の意見を探った。吳は、日本は通商国ではないので、願いを認めることはできないと、日本側の要求を受け入れなかった。

しかし、吳は薛煥と李鴻章への手紙では「その頭目の話しは頗る真摯である。また、その本

意を仔細に観察すると、ただ上海で通商を求めるだけで、悪賢い、別の目的はもっていない」（該頭目情辭頗為誠摯、復加體察其意、但求上海一口通商、亦無狡詐別情）<sup>(11)</sup>と述べている。吳は、西洋の「無約通商国」と同様に日本を取り扱っていいかどうか、薛煥と李鴻章に指示を求めた。

吳の手紙から、彼が日本との通商に対し、積極的であることがわかる。日本人の前ではその通商要求を拒否したが、通商大臣と江蘇巡撫への手紙では、日本人の要求を受け入れてもいいとの意見を表明したことは注目に値する。

日本の通商要求に対し、江蘇巡撫李鴻章は8月28日（8月4日）に五口通商大臣薛煥と共に手紙を総理衙門に差し出した<sup>(12)</sup>。この手紙には通商に対する具体的な意見を示さず、吳の前掲した報告を同封し、総理衙門の意見を打診した。

総理衙門は9月1日（8月8日）に薛煥と李鴻章にそれぞれ返事をしたが、明確な指示はせず、彼らに処理する方法を報告するようにと命令した。

しかし、清国側が具体的な方案を出さないうちに、日本人は帰国した。日本側は通商に関する何らかの目処がついたら、オランダ領事クローズに伝えて欲しいと言いつ残した。

10月21日（閏8月28日）に五口通商大臣薛煥と江蘇巡撫李鴻章は連名で総理衙門に手紙を差し出した。手紙の中でまず上海道台吳の意見を紹介している。吳は「日本は通商を熱望し、非常に真摯である。もし、彼らを拒絶したら、天朝の懐柔の徳を宣布することができない」（該国企慕通商、意甚誠摯、若必拒而不納、似不足宣布聖朝懷柔之德意）<sup>(13)</sup>と表明した。一方、薛

と李の意見は、「まず、固辞して要求を拒絶する。もし日本が公使を派遣してきたら、また酌量して弁理する」(先以堅詞拒復、如該国果有公使前来、再行酌量辦理)<sup>(14)</sup> というものであった。この時点では、李鴻章はまだ日本との通商に賛成する姿勢を見せていなかった。

1863年1月8日(同治元年11月19日)に薛煥と李鴻章は、再び総理衙門へ手紙を差し出し、現任の上海道台黄芳の意見を伝えた。黄芳は日本を西洋の「無約通商国」になぞらえ、上海での通商を認めさせようと考えていた。李は依然として鮮明な態度を示さず、総理衙門の意見を探ったのである。

千歳丸の来航に関しては、上海道台の呉煦と後任の黄芳は日本側を「無約通商国」として処理し、上海だけでの通商を認めようとする動きを示した。一方、江蘇巡撫李鴻章は通商に対する姿勢を明示しなかった。この時点の李鴻章は日本との通商に対し、積極的ではなかったことが窺われる。

## 第2節 健順丸の来航

1864年3月16日(2月9日)に官船健順丸が日本人約50人を乗せ、兵庫より出航した。一行は3月28日(2月21日)に上海に到着した。

1864年4月8日(3月3日)にイギリス人通訳マイヤーズ(梅輝立 Mayers William Frederick)は日本人5名を連れて、上海道台のところにやってきた。当時の上海道台は黄芳から應宝時(代理)に変わっていた。

健順丸で来日した彼らは、日本の商人に依頼され、海藻、海鼠、緞子などを持ってきたが、帰国日が迫ってきたので、上陸しないと申し出た。應宝時は彼らに対し「非常に礼儀正

しい」(執礼極恭)<sup>(15)</sup> という印象を持ったので、税務官のイギリス人トーマス(狄妥瑪 Dick Thomas)に日本の番号で手続をするようにと伝えた。

上海道台應宝時はこの状況を上海通商大臣に報告し、上海通商大臣は「とりたてて魂胆があるわけではない、すすんで承諾を与え、情け深さを示すべし」(尚無別情、自可俯准以體恤之意)<sup>(16)</sup> と意見を述べた。同じ報告書の中で應は、乾隆46年、戸部が出した条例を引用した。その条例には日本商船の関税記録を載せている。つまり、日本との通商の前例が存在していたのである。應は、日本との通商は西洋との通商よりも前に、すでに存在していたと指摘し、日本の番号で登録させたのである。

日本人は貨物の販売だけを要求し、それ以後の通商について明らかには言及しなかった。このような状況に対し、総理衙門は急いで貨物を販売し、帰国させよと指示した<sup>(17)</sup>。健順丸は5月1日(4月9日)に上海を出港して帰国した。

日本の番号で手続をしたことに対し、閻[2008: 92]は「日本は通商の正式化への道を開いた」と指摘し、川島[2003: 8]は「数代にわたる上海道台の動きが日本の突破口を開いていった」と評価している。ところが、先行研究ではこの一件に関して、李鴻章の行動については触れていない。実際には、李鴻章が今度の交渉では大切な役割を果たしたのである。1864年4月5日(同治3年2月29日)に李は應宝時に以下のように指示した。

日本に対しては、ただ貿易だけを認める。古いしきたりに照らして、番号をつけて貨物を入港さ

せよ。もし領事を設立したいと要求したら、必ず総理衙門へ問い合わせをしなければならない（日本僅止入口貿易，自可援照旧章，準其編号進口；若欲設立領事，必須詳咨総理衙門核準）『李鴻章全集』29巻:296]

手紙の日付から見ると、李の指示は、日本人一行が應宝時のところを訪れるよりも早かったことが分かる。應は李鴻章からの指示を受け、日本の番号で手続をさせたのである。李は日本商人の意図を認識し、「貿易を認める」という方針を示したのである。

ちなみに、應に日本の通商要求を認めると指示した上海通商大臣とは李鴻章である。1863年2月14日（同治元年12月26日）に朝廷は五口通商大臣薛煥を上京させ、李に五口通商大臣（また上海通商大臣という）を兼任させた経緯がある。閻[2008: 92]は「上海道台のこのやり方（日本の番号で手続させる）に対して、五口通商大臣および総理衙門は指摘していなかった」と主張しているが、明らかに李鴻章が五口通商大臣を担当したという経緯を見落としたのである。健順丸が大きな成果を得たと認めると同時に、先行研究では上海道台の役割を大きく見ている<sup>(18)</sup>。実際には上海通商大臣を担当していた李鴻章の指示を見落としてはならないだろう。

1862年に千歳丸が上海に到着した際、李は日本との通商に対し、積極的ではないと第1節で述べたが、何故、李は健順丸に対しては方針を一変したのか。これに関しては、第2章に譲ることにしたい。

### 第3節 長崎奉行の通商要求

1868年3月26日（同治7年3月3日）に上海

通商大臣<sup>(19)</sup> 曾国藩は総理衙門に、江海関道應宝時から報告された事件を告げた。應の報告した事件とは、2月17日（正月24日）に入手した長崎奉行からの通商要求（査証，学術伝習を含む）の手紙である。この手紙はイギリス領事より清国にもたらされたものである。

應宝時は曾国藩への手紙で、「もし今度の日本の要求を拒否したら、日本は必ずスペイン、イタリア、デンマークのように、西洋各国を仲介させ、中国と和約を結ぶことを請うであろう。考えるには、むしろ、上海道台から暫時に日本商人の通商を許し、その上で、制約する章程を結んで、中国朝廷の寛大な恩恵を示す方がよい」（若此時堅拒不允，彼必藉西洋諸酋請与中国另立和約，如日斯巴尼亚，意大利及丹布各国之前事，計不如由道暫允日本商人憑照進口，另与議立箝制章程，以示中国朝廷寛大之恩<sup>(20)</sup>）と提案した。應はスペイン、イタリア、デンマークの例を鑑み、ひとまず日本との通商を許し、また後日、制約するため章程を締結することを曾国藩に提案したのである。

曾国藩は應宝時の意見を参考し、総理衙門への手紙には、日本の通商要求に対し「その請求を許可する」（可以允許其請）、「入港することは阻止しない」（不阻其進口<sup>(21)</sup>）と提案した。

曾国藩から手紙を受け取った総理衙門は、返事の中で「もし上海だけで貿易し、揚子江に勝手に入らず、他所を覬覦しないのであれば、今までのとおり入港することを阻止しない」（若僅止在上海一处貿易，並不擅入長江覬覦別口，既有成案在先，自不必阻其進口<sup>(22)</sup>）と指示した。さらに、「ただし、今後もし上海にながく滞在することを欲するなら、その流弊を防がなければならない」（惟日後若欲久居該處，其流

表 李鴻章の略歴（1860年代）

年代	関連事件
1862年 同治元年	江蘇巡撫、淮軍を率い、上海に駐在
1863年 同治2年	五口通商大臣（上海通商大臣）を兼任
1865年 同治4年	两江総督
1866年 同治5年	欽差大臣に任命され、捻軍を鎮圧
1867年 同治6年	湖広総督
1870年 同治9年	直隸総督北洋大臣

梁啓超（2000）『李鴻章伝』（126-134頁）を参照

弊正不可不防<sup>(23)</sup>と警戒を示した。総理衙門は「明らかに懐柔を示し、裏ではその覬覦を杜絶する」（明則示以懐柔、隱以杜其覬覦<sup>(24)</sup>）と方針を決めた。つまり、総理衙門は曾国藩の通商要求に賛成する態度を表しながら、日本の野心を杜絶しようとした。

4月6日（3月14日）に應は先の長崎奉行からの手紙に対し、返事を出した。しかし、日本国内ではすでに明治政府が江戸幕府に取って代わった。

その後、應宝時は総理衙門の指示を受け、通商に関する下準備を始め、中国人商人を訪ねて、日本側の定めた貿易章程（10ヶ条）の内容を入手した<sup>(25)</sup>。

こうして、清国側は日本の通商要求に積極的に取り組むようになった。特に、應宝時と曾国藩の役割を見逃してはならない。このとき、李はすでに上海を離れ、湖広総督（表を参照）になったため、日本との通商に対する態度は明らかではない。

以上、幕末における代表的な通商交渉の事例を述べた。この三回の交渉をまとめると、以下のようなになる。

第一に、上海道台（呉煦、黄芳、應宝時）は比較的に開明的で、上海での日本の通商貿易を認めようとする動きを示した。特に應が「日本編号」で入港させることを実行したのは画期的な進歩であろう。

第二に、李は1864年に應に「日本編号」で入港させよと指示したが、この点は注目すべきであろう。李はこの時、すでに日本との貿易を積極的に取り扱おうと考えていた。

第三に、1868年に上海通商大臣を担当した曾国藩は、日本との通商交渉が順調に行われるように尽力した。ただし、曾国藩と総理衙門は日本との通商問題を処理したとき、日本への警戒感も持ち始めた。

第四に、清国側は日本の通商要求に積極的に応じた。特に應宝時と曾国藩の行動は積極的である。應は「日本商人の権限を制約する章程を結ぶ」ことを主張した。1860年代、両国の間には通商、修好の芽生えが見られたのである。これらは「日清修好条規」が締結するまでの前段階として、大きな意味を持っていると言えよう。

## 第2章 太平天国軍の鎮圧

李は1862年に上海に着任し、江蘇巡撫に任命され、上海の実務を担当した。しかし、先述したとおり、李はこの時点では日本の通商交渉に対しては積極的ではなかった。それに対し、1864年に健順丸が上海に到着した際には、李は「日本編号」で登録させるという積極的な行動をとった。李の態度はなぜ180度転回したのか。李はどのような思惑をもっていたのか。本章では、李鴻章の経歴を考察し、その経験から、李

の考えが変わった経緯を明らかにしたい。

## 第1節 西洋技術との出会い

李は1853（咸豊3）年、咸豊帝から太平天国の討伐を命じられ、安徽省に戻った。この勅命は、李鴻章の運命を変えた。当時、不穏な国内情勢がなければ、李鴻章は引き続き文人の道を歩み続けたのであろう〔万明 2010: 132〕。李は太平天国を討伐するという経験を通して、文人から武人に変身したと言っても過言ではなからう。さらに、陳〔2010: 196〕は、アヘン戦争が起きてから13年間が経っていたが、李鴻章の西洋に関する記述は見当たらない、李は西洋を重要視していないと指摘している。

上海に到着した早々、李鴻章は1862年4月13日（3月15日）に曾国藩に手紙を差し出した。手紙の中で「最も難しいのは夷務である」（最難者夷務）〔『李鴻章全集』29巻:75〕と嘆いた。その理由として、李は以下のように述べている。上海道台呉煦と前任の蘇松糧道楊昉は「媚び諂い過ぎ」（過趨卑諂）であり、江蘇巡撫薛煥は「まだ重要な道理を主張する」（尚持大体）が、列強とは齟齬が多くて、「西洋人もまた（薛煥のところに）近づいてこない」（夷亦不親附）。列強との関係に関しては、呉煦と列強とは「しっかり交誼を保っていて、近づいてくる人が多い」（交固而附者尤多）という。さらに、呉は列強の力を借りて、太平天国軍を鎮圧するのに積極的である。この時から李は本番の「洋務」に接し始めたのであろう。

1862年4月30日（4月2日）、李は曾国藩に西洋武器の強さを説いた。「銃と大砲が同時に発し、向かうところすべて靡く、その『落地開花炸彈』（榴弾砲）は、真に神技である」（槍

砲並發，所當輒靡，其落地開花炸彈真神技也）〔『李鴻章全集』29巻:83〕と李は西洋武器の強さに触れ、驚異の目を見張ったのである。

李は上海に着任して程なく、西洋人に近づかれた。「近来西洋人に近づかれるが、私（鴻章）から先に親しくしているわけではない」（時來親近，非鴻章肯先親之也）〔『李鴻章全集』29巻:88〕。これは1862年5月29日（5月2日）に李が曾国藩へ宛てた手紙の一節である。この手紙で、李は「そとにおいては平和を求め、内においては自強を求める」（求外敦和好，内要自強）〔『李鴻章全集』29巻:88〕と述べている。外国とは良好な環境を築き、国内では「自強」を求めるといふ李鴻章の思想が徐々に現れてきたのである。

### 2.1.1 常勝軍の利用

上海に着任した李は4月25日（3月27日）に「江蘇巡撫」を命じられた。李が上海に到着する前、上海ではすでにウォード<sup>(26)</sup>が洋槍隊の力を借りて、常勝軍と称して、太平天国軍と戦っていた。従って、外国の軍事力を利用し、太平天国を鎮圧するのは、李をもって嚆矢としたのではないが、常勝軍を制御するには、李の右に出る人はいない。以下、李がいかにか常勝軍を利用し、いかにか彼らを解散したのかについて見てみよう。

李は上海に駐在している西洋列強に対し「夷を用いて中国を変える、西洋列強と同様に自強の術を求める」（用夷變夏，因与蕃酋無為町畦而求自強之術）〔『李鴻章年（日）譜』:41〕との方針を示した。洋槍隊との接触により、李は徐々に視野を広げ、西洋の武器に目を向けたのである。

1862年9月8日（8月15日）に李鴻章は曾国藩への手紙で「ウォードは戦をする時、実に勇気を奮い起こしている。（常勝軍は）皆、西洋の武器をもっている。私は最近、（ウォードと）仲良くするように全精力を注いでいる。協力して各国と友好な関係を築こうと思っている。彼は我々のために、西洋人の職人に頼み、爆弾を作ってくれることを承諾した。さらに、銃砲の購入を代行してくれる。もし、一、二の良いものを学ぶことができれば、軍事と通商の大局において、益があらう」（華爾打仗実系奮勇，洋人利器，彼尽有之。鴻章近以全神籠絡，欲結一人之心，以聯各国之好。渠允為我請外国鉄匠製炸彈，代購洋槍，若学得一兩件好處，於軍事及通商大局皆有小益）〔『李鴻章全集』29卷：111〕と述べた。李は西洋各国と友好な環境を築こうとしていた。さらに、進んで西洋の技術を学び、中国の軍事、通商に利益をもたらすこともできると李は考えていた。

1862年9月17日（8月24日）、李鴻章は曾国荃（曾国藩の実弟）への手紙では、常勝軍の強さに言及している。「太平天国軍は劈山砲を持ってはず、もっぱら西洋銃を使っている。毎回戦うとき、必ず数千丁を持って突撃し、その勇猛さには抵抗することができない。上海の我が軍営に西洋銃を訓練する小隊を増やし、すでに千丁の西洋銃を持たせた。敵と戦うとき、先に大砲で砲撃させ、後に西洋銃を使い前進する。こうして連戦勝利している」（蘇賊無劈山砲，專恃洋槍，每進隊必有数千桿衝擊，猛不可当。已令上海各營添練洋槍小隊，敵軍已共有千桿，遇賊交鋒，先以劈山砲護洋槍隊而行，屢獲幸勝）〔『李鴻章全集』29卷：114〕と、李は上手に常勝軍を駆使し、西洋の武器を利用する様

子を述べている。李は西洋の武器に興味をいだき、これを実際に使用した。

### 2.1.2 常勝軍の解散

西洋武器に強い関心を持っていた李は、常勝軍のリーダー、ウォードの戦死をきっかけに、常勝軍を解散しようとした。それは何故なのか。まず、軍費の節約がその直接の原因であろう。上海の財政は苦しく、常勝軍は沢山の軍費を費やしていたからである<sup>(27)</sup>。それゆえ。李は「つとめて常勝軍を解散する」（力裁常勝軍）と決心した。節約した軍費は「他の軍隊に与える」（以餉他軍）〔『李鴻章全集』29卷：122〕ことを考えていた。

しかし、常勝軍を解散することは順調には進まなかった。1863年2月2日（同治元年12月15日）に李鴻章は曾国藩に手紙を差し出し、再び常勝軍を解散する意向を表明した。その理由を以下のように述べている。

常勝軍は戦功をあげているが、頼みは僅かの大砲に過ぎない。これらはジェームズ・ホープとウォードなどが寄せ集めたものであり、その勇は決して精強とはいえない。常熟（地名）から降伏して来た賊は、続々と上海に救いを請っている。もし我々に、西洋の軍隊何百名か、大砲何門かがあれば、賊は必ず包圍を解いて、逃げていくであろう。賊でも大砲の強力さを怖がっているからである。私は邪教を信じ、我々から利益を求めるといようなことは決してしないが、ただ、中国の兵器が西洋よりはるかに劣っていることを恥だと思っている。日々將と兵を戒め、謙虚な気持を持ち、辱を忍び、西洋人の秘密の方法の一つ、二つを勉強し、戦えるようになることを期待している。

(蓋常勝軍粗立戰功，僅賴幾件炮火，何伯，華爾等拼湊而成，其勇並非精強也。常熟投誠之賊，陸續來滬求救，但求撥洋兵數百，炸炮數尊，賊必解圍而去，是賊亦徒震於炸炮之名也。鴻章亦豈敢崇信邪教求利益於我，唯深以中國軍器遠遜外洋為恥，日戒論將士，虛心忍辱，學得西人一二秘法，期有增益而能戰之) [『李鴻章全集』29卷:187]

常勝軍を利用するのは便宜上の方法に過ぎないという李の考えが読み取れよう。1863年2月11日(同治元年12月24日)に李は総理衙門へ手紙を差し出し、常勝軍を整頓しようとする態度を示した[『籌弁夷務始末』(同治朝)12卷:564]。

1863年4月21日(3月4日)に李鴻章は羅淑生(戸部大堂)に手紙を差し出し、心のうちを以下のように披瀝した。

長江通商以來，中國の利權が西洋人に操縦されて，弊害が多数出ているが，阻止することはできない。英，私の軍隊は江蘇の太平天国を鎮圧する際，役に立ったが，将来は非常に憂慮すべきである。ただ願うのは太平天国の乱を早くおさめ，軍隊を發展させることだけである。数百年來の軍隊の悪俗を徹底的に改め，我々が自立するようにし，西洋諸國に勝手に覬覦させないようにする。そうでなければ，後の憂いは想像もつかないほどである。(長江通商以來，中國利權操之外夷，弊端百出，無可禁阻。英法於江浙助剿，小有補益，總來甚為可慮，但望速平太平軍，講求戎政，痛改數百年營伍陋習，使我能自強，則彼尚不致妄生覬覦，否則後患，將不可思議也) [『李鴻章年(日)譜』:51頁]<sup>(28)</sup>

李は西洋軍隊に対する憂慮を漏らした。目

下，西洋の軍隊は先進的な武器を使い，太平天国を鎮圧する際に大変役に立っているが，長い目で見ると，今のうちに，後患の根を絶つべきである。

結局，常勝軍は1864年5月，李の努力によりついに解散されたのである。

李鴻章は常勝軍と英，仏連合軍を利用し，太平天国軍と戦った。李はこの経験からどのような西洋認識を持ち始めたのか。

第一に，太平天国の乱を鎮圧する際，西洋の武器に接し，それに関心を示した。

第二に，西洋武力の強大さに感服した李は，その技術を学びたいと強く思った。これが洋務運動の動因とも言えよう。

第三に，洋務に携わるには「平和」な環境が必要であると李は意識した。李ははやく太平天国の乱を鎮圧し，洋務運動のために，良い環境を作り上げようと考えた。

第四に，常勝軍を利用し，太平天国軍と戦っている最中，李は西洋諸國の圧力に憂慮の念を抱きはじめた。そして，ついに常勝軍を解散することになった。

李の洋務思想は太平天国を鎮圧する最中，とくに西洋の武器に触れた経験によって生まれたのである。李は西洋各國と親交を結び，西洋の先進的な技術を取り入れようと考えた。さらに，常勝軍を利用した経験から，李は「自強」という思想を抱くようになった。李の望んでいたのは「平和」な環境をもとで，「自強」を求めるとだけと考えられよう。李がこのような考えに至ったとき，隣國の日本が通商を求めにきたのである。

## 第2節 1860年代の李鴻章と対日観の芽生え

前述したように、李は上海に着任したあと西洋の技術に興味をもったのである。曾国藩に「若し上海に久しく駐在しながら、西洋の先進的な技術を学ぶことができなければ、後悔が多い」（若駐上海久而不能偷取洋人長技，咎悔多矣）〔『李鴻章全集』29巻:187〕と、自ら進んで西洋に学ぶ姿勢を示した。李がこのような考えを抱いたのは、自分の上海に滞在した経験と深く関係がある。この経験はいかに李の対日観に影響したのだろうか。

1863年2月から五口通商大臣を兼任した李鴻章は、早速曾国藩に「本省の洋務は、随時に計画し実施する。この官職に当たった以上、責任を逃れることをしない」（本省洋務，隨時籌商，処斯時地，亦無推諉）〔『李鴻章全集』29巻:200〕と洋務を起こす気持を表明した。

1863年5月4日（同治2年3月17日）、李鴻章は曾国藩へ次のような手紙を書いた。

ロシア、日本は、昔大砲を知らず、国も日々弱くなっていたが、国の君臣たちは謙虚な態度を取り、イギリス、フランスから秘密の技術を求めて、大砲、船舶などの運用を学び、これらの国と並ぶ強国になった。中国もこの点に工夫すれば、百年後には自立できる。（俄羅斯，日本従前不知砲法，国日以弱。自其国之君臣卑礼下人，求得英，法秘巧，槍炮輪船漸能制用，遂与英，法相為雄長。中土若於此加意，百年之后，長可自立）〔『李鴻章全集』29巻:218〕

李はロシア、日本両国が英、仏から大砲、船舶の製造と運用を学び、強国への道を歩んできたことを紹介し、英、仏の技術を取り入れれば、

中国も自立することができる」と強調した。彼は自分の主張している洋務運動のために、ロシア、日本の成功例を取り上げたのである。

1863年5月21日（4月4日）に、李は再び「洋務」について曾国藩に手紙を差し出した。「西洋人との交渉が最も着手しにくく、良い方法がない。太平天国の乱を速く鎮圧し、西洋の武器を購入することをただ望むばかりである。中国は大砲と汽船の二つさえあれば、西洋人に負けることがないであろう」（夷務最難着手，終無弁法，惟望速平賊氛，講求洋器，中国但有開花大砲，輪船兩様，西人即可奪魄）。さらに、李は再び日本を取上げて、「小国日本は現在イギリスと仲が悪く、クーパー（Augustus Leopold Kuper 英国在華艦隊司令官）は兵隊を送ろうとしたが、日本の君臣はイギリスと戦おうと考えた。そこで、イギリスはついに派兵延期をした。これは、武器をもって西洋にも負けぬ明証である」（日本小国，現与英人構衅，提督糾伯臨之以兵，日本君臣欲与開仗，糾酋逐一再緩期，此明証也）〔『李鴻章全集』29巻:220〕と李は日本がイギリスを怖がらない事例を取上げた。ここで言及した日本とイギリスの不和は、生麦事件とその後の薩英戦争を指している。李は、イギリスの戦争延期の理由を、日本が西洋武器を有していることと関連をつけたのである。

前掲した二通の手紙で注意すべきなのは、西洋の武器、技術を勉強すべきだと呼びかけるとき、李が日本を良い例として取り上げたことである。西洋に対抗するためには、西洋の武器と汽船も有しなければならない。日本がその証左になっていると言うのである。

また、1864年に李は武器使用について、総理

衙門に手紙を差し出した。この手紙で李鴻章は上海に着任して以来、西洋の武器を購入し、それらを研究していることを述べている。李は、平射榴弾砲（長炸炮）と曲射榴弾砲（短炸炮）の作り方や使い方を長文で記した。さらに、清国の実情についても言及した。

私はひそかに考えている。天下のことは窮すれば通ず。中国の士大夫は（古書の）章節にしがみついている、武人には愚かなものも多く、細かなところまで気がつかない。その結果、実践には学問的裏づけがなく、学んだ内容は実践には役に立っていない。平和な時、外国の武器を小手先だと言い、学ぶ必要はないと主張し、戦時には外国の武器が非常に不思議なものであり、学ぶことができないと主張する。西洋人が武器の学問を命に関わる重要な学問だと見ること、すでに数百年にも及んでいることを知らない。（鴻章竊以為天下事窮則變，變則通。中国士夫沈浸於章句小楷之積習，武夫悍卒又多粗蠢而不加細心，以致所用非所学，所学非所用，無事則嗤外国之利器為奇技淫巧，以為不必学，有事則驚外国之利器為變怪神奇，以為不能学。不知洋人視火器為身心性命之学者，已數百年）〔『李鴻章全集』29卷：313〕<sup>(29)</sup>

李は、中国の文人、武人ともに時代の変化に遅れている。積極的に西洋の技術を学ぼうとはしないというのである。これがまさに李が洋務を推進しているときの考えであった。李は、洋務を進行させるにはこれらの保守的な思想や勢力と戦わなければならない、戦うためには自分の主張を支える論拠が必要となると思い、その論拠、成功例として日本を取り上げたのである。同じ書翰で李は以下のように日本を語って

いる。

英、仏兩國は日本を外府（国外にある庫）と見なし、思う存分に搾り取る。日本の君臣は奮い立ち、宗室と大臣の子弟の中から優秀な人を選び、西洋の機械を作る工場へ学びに行かせた。また、武器を作る機械を購入し、日本で作っている。現在は汽船を操縦することができ、大砲を作ることできる。（中略）今日の日本は明代の倭寇であり、地理的には西洋からは遠く、中国により近い。我々が自立すれば、すなわち、日本は我々に頼り、西洋人の長短を中国の眼を通して判断するであろう。我々が自ら強くならなければ、日本は西洋の悪事を模倣し、西洋人と中国での利益を分割するだろう。日本は小国でありながら、ちょうどよい時に改革を行い、とるべき方法を知っていた。したがって我が中国は窮すれば通ずという道理をよく考え、また堂々と考えを変えるべきである。（前者英、仏各国、以日本為外府、肆意誅求、日本君臣發憤為雄、選宗室及大臣子弟之聰秀者、往西国制器場師習各芸、又購制器之器、在本国制習、現在已能駕駛輪船、造放炸炮。（中略）夫今之日本、即明之倭寇也、距西国遠而距中国近、我有以自立、則將附麗於我、窺伺西人之短長；我無以自強、則將効尤於彼、分西人之利藪。日本以海外区々小国、尚能及時改轍、知所取法、然則我中国深維窮極而通之故、夫亦可以皇然變計矣）〔『李鴻章全集』29卷：313〕（下線 筆者）

李が倭寇の故事に鑑み、日本の軍事力が強大になることに対して、警戒心をもっていたのは明確である〔佐々木2000: 15-16〕。しかし、当時の腐敗した清国官僚は、外国の技術を「小手先だけのもの」（奇技淫巧）だと認識し、それ

を取り入れようとはしなかった。李は彼らとは異なり、日本側の「改轍」、「取法」などの行動を高く評価し、自国の弱点も認識し、清国の自立への志向を強調した。王如絵 [1998: 93] は前掲した史料の下線部分を分析し「李が無意識的に聯日政策を言い出した」と指摘している。確かに下線部から、李の「聯日」的思想が読み取れるが、一方、前後の文脈を見ると、李が日本の脅威に言及したのは、目下の洋務運動のモデルとして取上げるためである。換言すれば、日本を手本とし、外国の技術を学ぶこと、それこそが強国への道だと呼びかけたのである。

清国の保守勢力と対抗するために、単なる言葉の論争だけではなく、李は自分の部下にも呼びかけた。例えば、李は1863年6月22日（5月7日）に潘鼎新へ宛てた手紙では「私は大砲に関して、西洋人に学ぶ決意をした。同志諸君もこれに励むように」（兄於炸炮一事，堅意要学洋人，同志諸君祈勉為之）〔『李鴻章全集』29巻: 230〕と西洋の武器を学ぶ覚悟を示した。

日本の君臣は団結し、西洋の技術を学んでいる。李が江蘇巡撫の任に就いていた際、日本から千歳丸（1862年）、健順丸（1864年）が派遣された。李は新聞等のルートを通して日本の「自強」行動を知った。李の構想は、隣国の日本で着々と成し遂げられている。こうして、李鴻章は洋務運動を推進するために、日本を手本として取上げた。これにより、国内の洋務運動に反対する勢力と戦ったのである。つまり、この段階においては、洋務運動を推進させ、「自強」を求めることが李の一番の目的であり、日本はそのモデルになったのである。

それゆえ、1864年に健順丸が上海に来航した際、李は積極的に日本との通商貿易を認めた。

さらに、この行動は、のちの正式な通商貿易および「日清修好条規」の締結に対し、布石を打ったと考えられよう。

### 第3章 天津教案の処理

李が清国の官僚という身分で、はじめて正式に外交に携わったのは天津教案である。天津教案は彼の西洋認識、日本認識にどのような影響を与えたのか。まず、天津教案について簡単に述べよう。

#### 第1節 天津教案について

天津教案とは、1870年（同治9年）に発生した天津人民の反キリスト教暴行事件である。1860年（咸豊10年）、中仏「北京条約」が締結された後、フランス天主教伝教師は天津望海楼で教会を経営していた。1870年（同治9年）、育嬰堂という教会で子供が30、40人ほど死亡し、民衆の間に教会が子供の心臓や目玉をくりぬいているなどの噂が広がった。6月21日（5月23日）、民衆は、犯人を取り締まるように教会前に集まった。しかし、事態をうまく押さえることができず、民衆はフランス領事ホンタニエル（Henri victor Fontanier 1830-1870）及び外国人20名を殺害し、領事館、教会などを打ち壊した。英、米、仏等7カ国は清国政府に抗議をし、示威のために軍艦を天津、煙台まで送った。その結果、清国政府は49万7285両の賠償金をフランスなどの国に支払い、事件を終結させたのである〔『中国歴史大辞典』上巻: 330〕。李鴻章はこの天津教案の収束に尽力した中心人物であった。

李は天津教案を処理した際、「我々が間違っている」（其曲在我）〔『李鴻章全集』30巻: 76〕

と考えていたのである。李は「彼族は道理に外れても、なお喧嘩を吹っかける。ましてや道理にかなうときはなおさらのことである」(彼族無理尚思取鬧、況係全理) [『李鴻章全集』30卷:77] と述べ、天津教案を処理するには「勢力の強弱を問わず、講和談判のほうがよい」(不論勢之強弱、総以議和為是) [『李鴻章全集』30卷:83] と考えた。曾国藩も「和議を唱え続け、衅端を開かないように」(力持和議、不先開衅) [『李鴻章全集』30卷:90] との意見を出した。曾国藩は崇厚(三口通商大臣)と天津教案を談じた際、以下のような意見を表した。

道光年間に洋務を取り扱って以来、清国側は時には戦うことを主張し、時には講和を主張する。戦いと講和の二つのみで、不敗の理はない。目下の状況は以前とは違って、一国が戦端を開けば、各国は相次いで連合する。戦争が起こったら、沿海、沿江の各省は防ぐに防ぎきれない。戦う兵力がないわけではないが、軍費が足りないことを恐れるのみである。(自道光年間、弁理洋務以来、時而主戦、時而主和。戦和兩歧、未有不敗之理。況目前情形、尤与従前迥異、一国構豊、各国連衡、兵端一起、沿海沿江各省、防不勝防、非特無此兵力、且恐餉源立匱) [『籌弁夷務始末』(同治朝)73卷:2969]

曾国藩は以前と違い、列強の連合という新しい状況に頭を痛めていた。しかも、軍費の欠如をも心配した。

1870年8月21日(同治9年7月25日)に李は丁日昌に手紙を差し出し、「この事件を敷衍すれば、まさに自強の策となる」(此案敷衍過去、果為自強之策) [『李鴻章全集』30卷:90] と言い、終始兵事に賛成しなかった。その理由は、

曾国藩の前掲史料から読み取ることができよう。李の場合はさらに「自強」を念頭においている。

## 第2節 天津教案の処理から生み出された対日観

李は1870年8月29日(8月3日)に直隸総督に任命され、天津教案の処理を命令された。この頃、1870年8月に日本から柳原前光らが派遣され、条約の予備交渉をしにきた。この時、天津教案はかろうじて収束を迎えたのである。

1870年10月3日(9月9日)に李鴻章が総理衙門に差し出した手紙で、日本使節柳原前光が訪れたことを報告した。彼らは「礼儀正しく、言葉も非常に謹慎である」(礼貌詞氣均極恭謹)という好印象を李鴻章は持った。同じ手紙で、李鴻章は以下のように提案した。

日本は江蘇、浙江より僅三日の距離に位置し、中華文字にも精通している。武力は東島各国の中で一番強い。まさに、わが国の外援にすべきであって、西洋国の外府にさせてはいけない。もし、将来通商の許可を蒙れば、向こうへ官員を派遣し、駐劄させて、我々の日本にいる商民を監督し、連絡と牽制に備えるべきである。(日本距蘇、浙僅三日程、精通中華文字、其兵甲較東島各国差強、正可聯為外援、勿使西人倚為外府。将来若蒙奏準通商、應派官前往駐扎、管束我国商民、以備聯絡牽制) [『李鴻章全集』30卷:99] (下線 筆者)

李鴻章は日本を清国の味方とし、日本と「聯絡」し、日本を「牽制」するため、公使を駐劄させることを提案した。さらに地政上から考えると「日本は中国の一番の近隣であり、先に修好し、力を合わせて協力することが適当であ

る」(惟思該国与中国最為隣近, 宜先通好以冀同心協力) [『李鴻章全集』30卷: 99] という。李はこの時、あきらかに「聯絡」, 「牽制」という表現を使い始めた。李は天津教案を経験し、西洋列強の脅迫を自ら経験した。一国が挑発したら、列強が相継いで迫ってくるという西洋列強の連合に頭を痛めた。清国が孤立無援の苦境に陥っている状況の中、日本が条約を求めに来たのである。それゆえ、李は日本と「聯絡」し、「外援」にさせるため、条規の締結を主張し続けた。この時、李は1860年代の考えを一步進ませ、日本との間に「聯絡牽制」という関係を目指そうと考えたのである。

## むすびにかえて

本稿は「日清修好条規」が締結されるまでの李鴻章の考えを追跡した。1864年に健順丸が上海に到着した際、李は日本の入港貿易を認める意見を出した。さらに、その後、李は同僚や、総理衙門へ手紙を出し、日本の近代化の成果を褒め称えて、日本との通商、修好に対し、積極的な姿勢を見せたのである。本稿における考察は以下のようにまとめることができる。

第一に、千歳丸と健順丸が来航した際、李鴻章の対応を比較すれば、李鴻章の対日認識が消極的から積極的に変わっていったことがわかる。それは彼が太平天国軍を鎮圧した経験と深く関連があると考えられる。この時、李は「聯日」らしい言論をしたが、それは主に二つの思惑があると思う。一つは、李鴻章は日本を洋務運動のモデルとしたのである<sup>(30)</sup>。李の目指している運動は隣国の日本で積極的に行われていて、李はそれに注目した。もう一つは、清国の保守

的な勢力に立ち向かうとき、李は日本を成功例として引き合いに出したのである。伝統的な思想を持っている官僚たちは「天朝上国」という考えを持ち、保守的な意見を抱き、積極的に西洋の技術を取り入れようとはしなかった。李は洋務運動を推し進めるためには、それらの保守的な官僚と戦わなければならなかったのである。

第二に、1865年から李は両江総督、湖広総督などを担当し、1870年に直隸総督北洋大臣になるまで、日本との接触は少なかった。その間、上海道台應宝時と上海通商大臣曾国藩が対応していた。「日清修好条規」の締結を考える際、1860年代の下準備を見落としてはならない。換言すれば、1870年代李鴻章らの努力で結ばれた「日清修好条規」は、1860年代の應宝時、曾国藩の行動の延長線上にあるものと考えられよう。

第三に、1870年に李鴻章は天津教案を処理するため、天津に着任した。李は日本使節が通商、修好を求めて来たとき、積極的に対応すべしと主張した。李鴻章の考えは、東洋の日本と連合し、日本を自分の「外援」にさせようと考えた。つまり、李の「聯日」策が具体化したとも言えよう。

李鴻章の対日観を論じるには、単なる李鴻章の経験だけではなく、朝鮮やロシアなどの要素をも入れて、考察しなければならない。それらの課題に関しては、稿を改めて論じていきたい。

[投稿受理日2011.9.24/掲載決定日2012.1.26]

## 注

- (1) 本稿での日時の表記は西暦を基本とするが、必要に応じて、日本関係の事項の場合は日本の年号と旧暦を、清国関係の事項の場合は清国の年号と旧暦をそれぞれ括弧内に補記する。また、本文の中に出てきた中国語の訳文は筆者の訳したものである。史料を引用するとき、中国語の簡体字を適宜に日本語の新字に変換し、句読点をつけた。
- (2) 例えば、趙軍 2001「李鴻章と近代中国対日政策の決定—1870年代を中心に—」『千葉商大紀要』38(4) 千葉商科大学国府台学会、前掲布和(2003)、薄(2006)などが挙げられる。
- (3) 例えば、川島真(2003)、閻立(2008)、春名徹 1987「1862年幕府千歳丸の上海派遣」『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、佐藤三郎 1972「文久2年に於ける幕府貿易船千歳丸の上海派遣について—近代日中交渉史上の一齣として—」『山形大学紀要人文科学』7(3) 山形大学、などが挙げられる。
- (4) 中央研究院近代史研究所檔案館『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・日本商人擬來滬貿易事』(以下文書Aと略す) 文書番号 01-21-022-01-003。なお、この史料を利用した先行研究として、閻立(2008)、川島真(2003)、黄荣光 2003「〈史料紹介〉幕末期千歳丸・健順丸の上海派遣等に関する清国外交文書について—台湾中央研究院近代史研究所蔵「總理各國事務衙門新档」(1862-68年)」『東京大学史料編纂所研究紀要』(13) 東京大学、が挙げられる。しかし、これらの先行研究では李鴻章の意見をピックアップし、分析する作業を行っていない。
- (5) アヘン戦争に敗れた清国はイギリスと「南京条約」を締結した。清国側は上海、寧波、福州、厦門(アモイ)、広州の五箇所を開港地とし、五口通商大臣の管轄下において。
- (6) 文書A 文書番号 01-21-022-01-001。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 文書A 文書番号 01-21-022-01-002。
- (11) 文書A 文書番号 01-21-022-01-003。
- (12) 同上。
- (13) 文書A 文書番号 01-21-022-01-009。
- (14) 同上。
- (15) 中央研究院近代史研究所檔案館『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・瑞、那、日本來華請求設領通商事』(以下文書Bと略す) 文書番号 01-21-022-02-002。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 例えば谷渕茂樹[2001: 40]は「当時上海を訪れた日本官員には上海道台が対応することとなり、上海道台は対日交渉事務を一手に引き受け總理衙門に伝える役割を担った」と指摘している。
- (19) 1866(同治5)年から五口通商大臣を两江総督曾国藩に兼任させた。
- (20) 中央研究院近代史研究所檔案館『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・日本請求通商貿易事』(以下文書Cと略す) 文書番号 01-21-022-03-001。
- (21) 同上。
- (22) 文書C 文書番号 01-21-022-03-002。
- (23) 文書C 文書番号 01-21-022-03-003。
- (24) 同上。
- (25) 文書C 文書番号 01-21-022-03-007。
- (26) Frederick Townsend Ward 華爾。1860年に上海商人の要請を受けて外国人船員による洋槍隊を組織した。これが常勝軍の起源となる。ウォードは常勝軍のリーダーを担当している。
- (27) 「滬餉關稅捐厘月約三十万、而供億洋兵及英、法教練之勇每月輒十餘万、吳方伯月扣墊借旧欠又十万、司庫應放数万、下剩不及十万、養現兵及製造之費、故号称足餉而兵益飢困」[『李鴻章全集』29卷:115]。
- (28) 『李鴻章全集』29卷212頁にも同じ書翰が収録されている。双方は若干異なるゆえ、本稿は『李鴻章年(日)譜』を参考にする。
- (29) この手紙は恭親王1864年6月2日(同治3年4月28日)上奏文の後ろに添付され、具体的の日には不明。
- (30) 趙(2001)はすでに指摘されている。

## 参考史料

- 『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・日本商人擬來滬貿易事』 中央研究院近代史研究所檔案館所蔵 史料番号 01-21-022-01
- 『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・瑞、那、日本來華請求設領通商事』 中央研究院近代史研究所檔案館所蔵 史料番号 01-21-022-02

- 『總理各國事務衙門・日本、挪威、瑞典請求通商・日本請求通商貿易事』中央研究院近代史研究所檔案館所藏 史料番号 01-21-022-03
- 『李鴻章全集』 國家清史編纂委員會 2008 安徽教育出版社
- 『李鴻章年(日)譜』 寶宗一 1968 友聯書報發行公司
- 『籌弁夷務始末』(同治朝) 2008 中華書局

#### 参考文献

- 閻立 2008 「清朝同治年間における幕末期日本の位置づけ—幕府の上海派遣を中心として」『大阪経大論集』 59(1) 大阪経大会
- 王如絵 1998 「論李鴻章対日認識的転変 1870—1880」『東岳論叢』 1998年第5期
- 川島真 2003 「江戸末期の対中使節への新視角—総理衙門檔案からの問い」『中国研究月報』 57(5) 社団法人中国研究所
- 佐々木揚 2000 『清末中国における日本観と西洋観』 東京大学出版会
- 谷渕茂樹 2001 「日清修好条規の清朝側草案よりみた対日政策」『史學研究』 231 廣島史學研究會
- 趙軍 2001 「李鴻章と近代中国対日政策の決定—1870年代を中心にして」『千葉商大紀要』 38(4) 千葉商科大学国府台学会
- 陳敏 2010 「李鴻章の思想形成についての一考察—教育が彼の思想に与えた影響」『立命館文學』 615
- 薄培林 2006 「東アジア国際秩序の変容における対日新関係の模索—日清修好条規交渉時の清朝官僚の『聯日』論」『法政研究』 72(4) 九州大学
- 布和 2003 「李鴻章と日清修好条規の成立—1870年代初めの清国対日政策の再検討」『桜花学園大学人文学部研究紀要』(5) 桜花学園大学
- 西里喜行 1990 「冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識—台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して」研究課題番号 62510196 平成元年度科学研究費補助金(一般研究C) 研究成果報告書
- 万明 2010 「李鴻章『和戎』外交思想探源」『学理論』 36
- 梁啓超 2000 『李鴻章伝』 百花文芸出版社
- 中国歴史大辞典編纂委員会編 1983 『中国歴史大辞典』 上巻 上海辞書出版社